

令和8年度第3回

三種町農業委員会総会議事録

会期: 令和8年6月10日

三種町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月10日(水) 午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 三種町農政庁舎会議室

3. 出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	渡部 整悦	12	近藤 幸生
2	珍田 宇臣		
3	檜森 茂樹		
4	柴田 千津子	15	工藤 朝鋭
5	相澤 光博	16	金子 英樹
6	関 昇誠	17	門間 一
7	三浦 英樹	18	田村 公恵
8	嶋田 悟	19	佐藤 久男
9	川上 義英	20	児玉 校也
10	近藤 勘一	21	高松 薫
		22	豊田 實

4. 欠席委員 11番 佐々木 亨
14番 田中 武晴

5. 欠番委員 13番

6. 事務局職員 事務局長 内藤 英子
専門監 小松 仁
主事 鴨田 翔太郎

7. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 農業委員会事務報告について

日程第4 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請(賃借権設定)について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の決定(所有権移転)について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の決定(利用権設定)について

日程第5 協議案件

協議第1号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)(案)に対する意見聴取について

協議第2号 農用地利用集積等促進計画(利用権設定)(案)に対する意見聴取について

協議第3号 農用地利用集積等促進計画(利用権移転)(案)に対する意見聴取について

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第18条第1項第2号に該当する合意解約及び使用貸借の
解約について

報告第2号 町外農地の権利移動について

報告第3号 農地中間管理事業推進法による利用権に関する変更について

報告第4号 農地中間管理事業推進法による賃借権の解約について

報告第5号 農地転用の制限の例外届について

報告第6号 非農地の決定について

報告第7号 農地の時効取得について

8. 会議概要

事務局長	お疲れ様です。 ただいまから令和8年度第3回三種町農業委員会総会を開催します。 開会にあたりまして、会長からごあいさつをお願いします。
会 長	(会長あいさつ)
事務局長	これより議事に入りますが、会議の進行は、三種町農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長が議長」となることとなっておりますので、よろしくお願いします。
議 長	それでは、会議の進行にご協力下さいませようよろしくお願いします。 ただ今の出席委員は、19名であります。 三種町農業委員会会議規則第6条により、定足数に達しておりますので、これより「令和8年度 第3回 三種町農業委員会総会」を開会いたします。
議 長	それでは、議事に入ります。 日程第1、「議事録署名委員」の指名を行います。 議事録署名委員は、三種町農業委員会会議規則第13条により、 12番 近藤 幸生 委員、16番 金子 英樹 委員の両名をお願いします。
議 長	日程第2、「会期の決定について」お諮りします。 本日ご審議いただく議案は、先に通知しております「農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)について」他、3件。 協議案件は、「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)(案)に対する意見聴取について」他、2件。 報告事項は、「農地法第18条第1項第2号に該当する合意解約及び使用貸借の解約について」他、6件となっておりますが、会期は本日1日限りとして、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	異議ないようですので、会期を本日1日限りといたします。 日程第3、「農業委員会事務報告について」は、後で確認してください。 日程第4、「議案審議」については、事前に資料を配付しております。
議 長	それでは、議案第1号についての質疑を受け付けます。 議案第1号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。 10番。

10番 近藤 委員	2番について説明します。昨日、午後から現地確認をしてきました。場所は、旧下岩川小学校の北西で、直線にして200から300メートルのところにありました。近くに沼があり湿地帯です。1メートル50センチ程の葦が一面に生い茂っていました。灌木も短いですが2から3本生えていました。復旧可能であると感じました。ここは、所有者が■■■■さんとなっていますが、以前は母親の■■■■さんが所有し、耕作していた土地です。去年、■■■■さんが亡くなってしまい、現在は■■■■さんが所有しています。そこで、■■■■さんが財産処分をしたいということで、小町の■■■■さんに譲渡したいということでした。■■■■さんは現在一生懸命農業に取り組んでいますし、問題は無いかと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	他にありますか。 5番。
5番 相澤 委員	3番の案件ですけれども、場所は、八竜の野球場があるすぐ近くの荒地でした。去年までは「農地・水」の方で草刈りを実施していたわけです。筆数は205、206の2筆となっていますけれども、現状は1筆の田んぼに整備されています。本人も春先から難儀しながら農機具を入れ、この荒地を耕作し、田植をした実績もあります。現状の単価として1反歩あたり19万3千円となっていますけれども、長年荒地であったところを復活させたなかでは、高い単価を付けてくれたなと思っています。農地を復活させたことで周辺農地にも影響は無いと思われますのでよろしくお願いします。
議 長	他にありますか。 6番。
6番 関 委員	4番について補足説明いたします。■■■■さんと■■■■さんは親戚関係にありまして、■■■■さんの方が本家だそうです。最初、1人で現地に行きましたが、場所がわからず、本人を連れて一緒に現地を確認しました。1筆になっていますが、実際は2枚にわかれていて、理由を聞いてみるとわからないとのことでした。前作は豆をやっていて、現在は豆の後ということで頑張って耕作していました。変な形の田んぼで、単価10万円でよく購入したなと思っていましたが、親戚関係ということでこの単価で購入したそうです。なんら問題は無いと思いますのでご審議の程よろしくお願いします。
議 長	他にありますか。
議 長	なければ、質疑なしと認め採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

議 長	挙手多数と認め、議案第1号は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第2号についての質疑を受け付けます 議案第2号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。 2番。
2番 珍田 委員	8番と9番について補足いたします。場所は、逆川集落の付近にいなほ加工がありますけども、金光寺よりの若干下がった県道沿いにあります。前の耕作者と小作料で折り合いがつかなかったようで、新たに探したところ、少し遠方ですが、下岩川の方がやってくれるということでした。日曜日に現地確認に行ったところ、その時点ではまだ代掻き中でそろそろ植えているのではないかなと思います。特段問題は無いかなと思います。よろしくお願いします。
議 長	他にありますか。
議 長	なければ、質疑なしと認め採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第2号は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第3号の質疑を受け付けます。 議案第3号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第3号は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第4号の審議に入る前に、1番および2番については、 委員並びに 委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限」により当該案件の議事開始から終了まで、関係委員の退席をお願いします。
議 長	(※ 委員、 委員の退席) (退席後)
議 長	それでは、議案第4号の1番および2番の質疑を受け付けます。 議案第4号の1番および2番について、ご質問またはご確認等がありましたら挙手願います。

議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 議案第4号の1番および2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第4号の1番および2番は、原案のとおり決定します。 それでは、退席委員の入室を許可します。 (退席委員の着席)
議 長	ただいま退席された■■■■委員並びに■■■■委員、議案第4号の1番および2番について、「異議なし」ということで承認されましたので、報告します。
議 長	続いて、議案第4号の3番から58番までの質疑を受け付けます。 議案第4号の3番から58番について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 議案第4号の3番から58番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第4号の3番から58番は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、日程第5、協議案件第1号の「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)(案)に対する意見聴取について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	(協議案件について説明)
議 長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 協議案件第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、協議案件第1号は、原案のとおり承認決定します。
議 長	続いて、協議案件第2号の「農用地利用集積等促進計画(利用権設定)(案)に対する意見聴取について」を議題とします。

事務局	事務局の説明をお願いします。
議 長	(協議案件について説明)
議 長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 協議案件第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、協議案件第2号は、原案のとおり承認決定します。
議 長	続いて、協議案件第3号の「農用地利用集積等促進計画(利用権移転)(案)」に対する意見聴取について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
議 長	(協議案件について説明)
議 長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 協議案件第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、協議案件第3号は、原案のとおり承認決定します。
議 長	日程第6、「報告事項」については、事前に資料を配付しておりますが、なにかご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	無いようですので、「その他」に入ります。 事務局並びに委員の皆様から、何かご意見等ございませんか。 事務局。
事務局	農業委員会の委員の定数に関する検討についてという A4 用紙と改選時の農業委員会の状況調査結果という A3 用紙のご準備をよろしくお願いします。 農業委員会の委員の定数に関する検討についてでございますけれども、1の経緯についてです。令和3年11月の監査において、「農業委員が任期満了を迎えるにあたっては、農業委員が推進委員としての職責についても果たしているかの検

証を行い、農政等の時勢等についても勘案した上で、定数の妥当性及び推進委員設置の必要性について検討を行ってほしい」との指摘がございました。農業委員の任期満了が令和9年7月19日となっており、改選に向け、定数等の検討をお願いしたいというところでございます。4ページをご覧ください。こちらが監査委員から指摘された事項でございます。監査委員から検討してほしいということでございまして、今回あげております。次に、2の検討事項といたしまして、①農業委員の定数でございます。現状22名ですけれども、増加するのか減少させるのかというところです。②農地利用最適化推進委員(以下推進委員)の設置をするべきか否かというところ。また、③推進委員を設置する場合その人数を検討したいと思っております。3の日程でございます。本6月総会において農業委員会の委員の定数に関する検討事項ということで提起させていただいております。7月総会等でみなさまから意見を取りまとめたいなと考えております。9月議会で農業委員会の委員の定数に関する条例改正をあげたいというスケジュールです。もし、推進委員を設置する場合は、その他に特別職の職員、非常勤の職員の保守及び費用弁償に関する条例等も改正が必要となりますので、9月議会に上程したい。その後、11月中には、三種町農業委員会委員募集要項等を作成したいというところでございます。そして12月総会において、現農業委員へスケジュールを説明、1月から2月で広報・町ホームページに掲載し、2月下旬頃で農業委員の募集を開始し3月下旬頃募集締め切りというような流れです。毎回このようなスケジュールとなっているようなので今回あげさせていただいております。現状、農業委員の定数につきましては、平成18年3月20日から平成21年7月19日までは36名で平成21年7月20日から令和9年7月19日までは22名というところでございます。9ページをご覧ください。中ほどの③農業委員会の構成とありますけれども、農業委員会は、市町村長が議会の同意を得て任命した「農業委員」で組織するほか「農地利用最適化推進委員」を委嘱しているということになっております。下記をご覧ください。農業委員につきましては、農業者等の推薦・募集の結果を尊重し、市長村長が議会の同意を得て任命しております。任命要件につきましては、1、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができること。2、原則として、認定農業者等が過半数を占めること(例外規定あり)。3、利害関係を有しない中立委員が含まれること(1名以上)。となっております。加えて、任期については3年、定数については、定数基準「農業委員会法施行令第5条」に従い条例で定めることとなっております。また、代表者につきましては、農業委員から互選された会長がなるということになっております。一方、推進委員につきましては、1、農業者等の推薦・募集の結果を尊重し、定められた区域ごとに農業委員会が委嘱するということになっております。2、委嘱要件につきましては、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有すること。任期は農業委員の任期満了日となっております。定数につきましては、定数基準の農地100ヘクタールに1人以下「農業委員会法施行令第8条第1項」に従い条例で定めることとなっております。この推進委員につきましては、委嘱しないとすることができる要件がございまして、これにつきましては、遊休農地が1パーセント以下、担い手の集積率

が、70パーセント以上ある市町村は農業委員が推進委員を置かないことができるという規定でございます。三種町につきましては、平成28年時点で遊休農地1パーセント以下、担い手の集積率が70パーセントを超えておりますので、推進委員を置かなくても良いという規定となっております。10ページをご覧ください。農業委員の定数をもう少し詳しく見てみようとなっております、区分があります。そこで、A3 の用紙と合わせてご覧ください。黄色の網掛けが三種町となっております。三種町は基準農業者数が2, 264人となっております。区域内の農地面積が5, 880ヘクタールとなっております、10ページの区分を確認しますと、番号2が三種町の当てはまるところになります。推進委員を委嘱する農業委員会であれば、委員の上限が19名、推進委員を委嘱しない農業委員会であれば、委員の上限が37名まで確保できるということでございます。農業委員と推進委員の大きな違いは何かというところになりますと、農業委員の皆様につきましては、農業委員会という最高の議決権をお持ちであることと、推進委員につきましては、議決権はございませんので、そこが大きな違いとなります。A3 の用紙の方は県内の農業委員会の状況をまとめたものになります。推進委員を置いていない市町村につきまして、男鹿市、潟上市、北秋田市、三種町、八郎潟町、大潟村、美郷町の7市町村が現状、推進委員を置いておりません。そこで、農地面積で比較しますと、鹿角市が6, 100ヘクタール、三種町が5, 800ヘクタール、仙北市が5, 430ヘクタールとなっていて、鹿角市も仙北市も推進委員を置いておりまして、北秋田市が6, 140ヘクタールという農地面積でございますけども、推進委員を置いておりません。そこで、推進委員を設置していないかつ似たような農地面積を持っている北秋田市と比較してみますと、農業委員の人数が三種町は22名、北秋田市は37名を条例定数として置いているとなっております。そのほかに、A3 用紙の3ページをご覧ください。こちらが、推進委員の人数等になりますけども、推進委員の多いところかというと、条例定数で55人と定めているところもありますけども、実人数については、20名から30名で収まっているのかなと思っています。4ページをご覧ください。推進委員を設置することとなりましても月額報酬は発生しますので、積極的に推進委員を置くことになっても、月額等が発生することとなっております。そこらへんで、皆様からの意見をいただいて、もし、さらに資料を出してほしいということであれば、次回の総会で皆様に提示して、推進委員の設置・人数等の方向性をお示しいただければなということで、今回提起させていただきました。

A4の用紙11ページをご覧くださいと、令和8年3月現在の各市町村の農業委員の人数と推進委員の人数を掲載しておりまして、最後の12ページ、13ページにおいては、三種町の農業委員会の委員の定数に関する条例はこのようになっていますということで、参考資料として載せていただいております。詳しいところにつきましては、A3の大きい方が少し古い資料ではありますが、手元にある最新版ということで、県の農業会議からいただいております。

議長

3番。

3番 檜森 委員	それこそ、以前にも推進委員を設置しても良いという条例の時、話し合いをして、人数的にも不安は無いし、このままで行こうとなって22名で始まりました。個人的には、推進委員は原則として置いて良いことになってはいると思うが、地域的にも人数的にも問題は無いので、現状のままで行けばいいのかなと思っています。
議 長	以前、議員や共済などを廃止とした時、他でもやめているから農業委員会も推進委員はいらないと話しました。その時も、私と同じ年数、農業委員会にいる檜森さんが言ってくれたので、まずこのまま行こうとなりました。 3番。
3番 檜森 委員	以前にも、事務局長より、大変であれば推進委員を設置しても良いという話はありませんでしたが、まず今の人数でやっていこうとなっている現状です。もし、現状のままでは大変だということであれば人数を増やすという考えも必要だと思いますので、みなさんの意見を聞きたいです。
議 長	三種町と類似している美郷町の農業委員会を参考にやってきていて、三種町では集積率が80%を超えていたため、推進委員は設置しなくても良いということだったので、今のところ設置していませんでした。
議 長	1番。
1番 渡部 委員	去年の全国大会でも、推進委員と農業委員の関係はどうなんだという話が多く出ていました。全国的に見ると、推進委員は総会の時の発言権も無いし、あまり有用ではないのでは無いかという意見が大半で、今後、推進委員を廃止していくような方向であると感じました。個人的には、資料を拝見しても三種町の農地は約6,000ヘクタールに対して、基準農業者数が2,264人で多いと感じていて、檜森委員と同じく現状の人数で良いのではないかなと思います。地域別に見ても、これ以上委員の削減は、委員1人の負担増加に繋がりますし、自分事ではありますが、総会に上がる事案で自分の地区であれば、場所はだいたい分かるがそれ以外のところとなると、電話を調べて、電話をかけて、直接現場に行かないと内容がわからないです。なので減らすのはあんまり良くないと思います。
議 長	美郷町だと、町長から委員の人数についてこの人数で良いのではないかと話があるらしいです。
議 長	1番。
1番	水田計画なども、三種町農業委員会は関与していないのが現状であります

渡部 委員	けども、そういう地域計画をしっかりと立てるとというのが今1番言われているところであるので、人数を減らしてしまうと機能しなくなってしまうので、減らす方向だけでなく現状維持でも良いと思います。
議 長	3番。
3番 珍田 委員	監査委員の意見を見れば、農業委員が推進委員としての職責についても果たしているかの検証を行いと。これだけです。委員を増やせとも減らせとも、推進委員を置けとも置くなとも言っていないわけであり、現状で農業委員、我々が推進委員の仕事をできているかできていないかという判断だけであると思います。それでいうと、実際みなさんできていると思います。
議 長	10番。
10番 近藤 委員	事務局の説明で、集積率が70パーセント以上であれば問題ない。三種町の場合は、80パーセントを超えていて、大変優秀であると思いますので推進委員の設置は不要ではないかと思っています。
議 長	推進委員を探すのも大変だと考えます。
事務局	みなさんは、推進委員を設置せず現状の人数で行きたいという方向性と考えても良いでしょうか。
議 長	1番。
1番 渡部 委員	今、資料見たばかりですので、来月の総会までに意見をまとめておきたいと考えます。
事務局	そうですね。今回資料提起しましたので、来月再度話し合いをしたいなと思います。資料をご覧になってご検討ください。
事務局	次に、農地集約化促進事業についてという資料をご覧ください。1ページ開けていただくと農地集約化促進事業の概要ということで、旧機構集積協力金(令和7年まで)の事業がリニューアルしております。リニューアルしたということで皆様に資料を提供させていただいております。事業のポイントといたしまして、地域計画の早期実現及びブラッシュアップを図りながら、農地の集約化を促進するため、農地バンクからの転貸等による農地の集約化の取り組みを支援しますということでございます。2ページ(4)の補助金の使途につきましては、地域の話合いにより、その使途を自ら決定することができますと。想定される使途につきましては、農業機械の購入費、燃料費、修繕費、補助事業における自己負担分

への充当などができるといことでございます。ただし、本事業は会計実施検査の受検対象となりますので、みなさん慎重にとなっております。次に3ページ、事業内容についてです。①集約化加速タイプ(旧集約化奨励金)の事業の内容になります。農地バンクを通じて新たに団地化する面積に応じて地域に支援金を交付。さらに、将来の受け手が決まっていない農地をまとめ、地区外から新たな受け手を誘致するための団地の形成に取り組む地域に支援金を交付。団地面積の増加割合等に応じて、3タイプに分かれております。交付単価につきましては、10アールあたり1万円から5万円。②地域集約化実現タイプ(旧機構集積協力金)こちらが新しくなっております。目標地図に基づき、地域のまとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に支援金となっております。交付単価が10アールあたり2万円から2万6千円となっております。そのうちの1つで集約化加速タイプについて4ページについております。内容についてですが6年以上の貸付農地が該当となります。(1)基本タイプでございますけども、1ヘクタール以上の団地を形成してくださいということです。交付要件につきましては、①同一の耕作者が耕作する1ヘクタール以上の団地面積②目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ヘクタール以上の団地面積。このいずれかの交付要件を集約化目標年度までに満たすことが必要となっております。5ページ目をご覧ください。ウを見ていただくと、取組イメージでございますけれども、30アールの土地が9筆あるとして、取組前6色で分けられている2.7ヘクタールを取組後、2色まで集約しますと青が1.5ヘクタール、赤が1.2ヘクタールとなり、下記の計算のとおり計算すると、地域は81万円を受け取れますということになります。(2)で大規模集約タイプというものがございます。15ヘクタール以上の経営規模かつ5ヘクタール以上の団地を形成した場合でございます。交付要件としては、基本タイプの交付要件を満たすこと、交付対象農地となる団地が目標地図において次の面積規模要件を満たすこと(a)当該団地を耕作する者の経営規模が15ヘクタール以上であること。(b)当該団地を耕作する者の1団地の面積が5ヘクタール以上であること。交付単価は10アールあたり5万円となっております。7ページ目をご覧ください。1ヘクタールの田んぼが20筆、計20ヘクタールあるとして、集約化に取り組んで青色Aが8ヘクタール青色Bも8ヘクタールで青色が合計16ヘクタール集約したとしますと、地域は800万円受け取れるというイメージでございます。(3)誘致団地創出タイプでございます。4ヘクタール以上の誘致団地を形成した場合でございます。交付要件としては、①目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地を団地化し、4ヘクタール以上の団地を形成すること。②集約化目標年度までに当該地域計画において地域内の農業を担う者として位置付けられていない新たな受け手に転貸すること。となっております。交付単価が10アールあたり5万円となっております。これは難しいのかなと思っています。取組イメージを見ていただくと地域は200万円を受け取れるとなっております。そのほかに10ページ目からいろいろありますが、最後の16ページをご覧ください。事業の要件一覧表となっておりますので、興味がありましたら、取り組んでいただければなと思っております。

	す。 最後に農業委員会の活動記録簿をみなさまにお渡ししておりますけども、毎月紙で渡しているところでもありますけども、スマートフォンをお持ちの方であれば、QRコードを読み込んでいただければ、簡単に活動記録簿を報告できるものを作成しましたので、ぜひ活用していただければと思います。
議 長	8番。
8番 嶋田 委員	活動記録簿についてです。現地確認の時に事務局からお話があり、1か月程活用してみましたけども、今まで、パソコンにデータを入力して1回で記録簿を提出していましたけれども、1回ごとにコードを読まないといけなくて、スマートフォンの画面に出すことはできないですか。現地に行くたびに、QR コードを持ち歩くのは不便と感じています。
事務局	スマートフォンの画面に置くことは可能です。
議 長	1番。
1番 渡部 委員	活動した実績、提出した履歴を見ることはできないのか。報告すると、いつの活動を報告しているのか忘れてしまう。そこらへんなんとかありませんか。
事務局	要望いただいたところを改修できるか、検討させていただきます。 強制ではなく、できる人はチャレンジしていただければなと思っているところでございます。 農業委員募集の受付の際も今回は、ロゴフォームを検討したいなと考えております。
議 長	1番。
1番 渡部 委員	別件になりますが、地域協力金というのは以前からあるものですか。というのも、前のものと現在の協力金を比較すると増加しているのですか。
事務局	以前からもあります。金額に関しても増加していると思います。ただ、単価にも幅がありますし、面積によって金額に変動がありますので、金額が比較的安いものであれば、難易度は簡単に設定されていますし、大きな金額を受け取るとなれば、大規模な集約化が必要となっています。以前と比べると、どこを集約化していくかによって変わってきます。
議 長	10番。

10番 近藤 委員	以前は、地域集積協力金という名称で10アールあたり、2.8万円から3.8万円という感じになっていたと思います。集約化加速タイプについては交付単価が1万円から5万円になったなと思います。結局のところ、交付金をもらうためには、集積率を上げる必要があるわけですね。
事務局	基盤整備事業を始める時に、このような事業を利用してお金を集めれば良いのかなと考えています。事業を活用すれば、地域でもいろいろな使い道があると思います、個人で行っても問題はないです。
議 長	他にありませんか。
議 長	ほかに無いようなので、次回の総会の開催について、令和8年度第4回総会は、7月10日(金)、午後1時30分からとして、よろしいでしょうか。 (「異議なし」)の声あり
議 長	それでは、次回の総会は、7月10日(金)午後1時30分とします。 以上をもちまして、令和8年度 第3回 三種町農業委員会総会を閉会します。 ご苦労様でした。

上記会議の次第を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令8年6月10日

三種町農業委員会議長

豊田 實

議事録署名委員

12番

近藤 幸生

議事録署名委員

16番

金子 英樹